

## 引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度勝浦町の当初予算における充当額については以下のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	69,777 千円
（歳出） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費	954,476 千円

### 【地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費】

（単位：千円）

区 分		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の地方消費税交付金）	
社会 福祉	社会福祉費	35,349	6,533	501	28,315	3,809
	障害福祉費	185,843	126,778	500	58,565	7,878
	老人福祉費	40,708	985	4,618	35,105	4,722
	児童福祉費	325,755	229,763	5,785	90,207	12,135
社会 保険	国民健康保険事業	28,742	17,824	0	10,918	1,469
	後期高齢者医療事業	145,042	25,665	1	119,376	16,058
	介護保険事業	144,728	7,326	0	137,402	18,483
保健 衛生	保健衛生費	3,899	26	0	3,873	521
	健康増進事業費	38,955	795	8,491	29,669	3,991
	母子衛生費	5,455	171	0	5,284	711
合計		954,476	415,866	19,896	518,714	69,777

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。